

『プロサッカー選手に関する契約・登録・移籍について』 規程変更(案)

加筆 _____ 修正 ; _____ 削除 ; _____

現規程	変更案	ポイント
<p>1 - 5 外国籍選手 登録数 プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チーム3名以内(以下「3名枠」という)とする。 ただし、アマチュア選手または20歳未満のプロC選手を登録する場合は、JFAの規定で認められている5名まで(以下「5名枠」という)登録できる。</p> <p>なお、クラブが外国籍選手と契約のみ締結し登録しない場合、事前に所属するリーグの承認を得るものとする。</p> <p>登録数の例外措置 次の条件を具備する選手は、事前に所属するリーグの承認を得た場合に限り、「3名枠」または「5名枠」の対象外とする。 ただし、いずれの場合も外国籍選手総数で5名を超</p>	<p>1 - 5 外国籍選手 登録数 プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チーム3名以内(以下「3名枠」という)とする。 ただし、下記(1)、(2)に該当する場合は、「3名枠」を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は、JFAの基本規程で認められている5名(以下「5名枠」という)を超えてはならない。 <u>(1)アマチュア選手または20歳未満のプロC選手</u> <u>(2)アジアサッカー連盟(AFC)加盟国の国籍を有する選手1名(ただしJリーグに所属するクラブに限る)</u></p> <p>なお、クラブが外国籍選手と契約のみ締結し登録しない場合、事前に所属するリーグの承認を得るものとする。</p> <p>登録数の例外措置 次の条件を具備する選手は、事前に所属するリーグの承認を得た場合に限り、「3名枠」または「5名枠」の対象外とする。 ただし、いずれの場合も外国籍選手総数で5名を超</p>	<p>「AFC加盟国選手の選手登録枠(アジア枠)創設の件」(本年9月理事会にて承認)を受けて、規程を変更する。 なお、出場可能数についての変更(Jリーグの試合への上場可能数につき、現行の3名に加えアジア枠選手を1名認める件)は、Jリーグの規則の変更となる。</p>

<p>えて登録してはならない。</p> <p>(1)アマチュアまたはプロC契約の外国籍選手が、年度途中でプロC契約以外の契約に移行する場合、その年度に限り「3名枠」を超えて登録できる。ただし、外国籍選手総数で5名を超えて登録してはならず、また事前に所属するリーグの承認を得なくてはならない。</p> <p>(2)ケガ、疾病等により年度中の復帰が不能と認められた選手について、事前に所属するリーグの承認を得た場合、その年度に限り、プロ契約を保持したまま登録を抹消することができる。</p>	<p>えて登録してはならない。</p> <p>(1)アマチュアまたはプロC契約の外国籍選手が、年度途中でプロC契約以外の契約に移行する場合、その年度に限り「3名枠」を超えて登録できる。ただし、外国籍選手総数で5名を超えて登録してはならず、また事前に所属するリーグの承認を得なくてはならない。</p> <p>(2)ケガ、疾病等により年度中の復帰が不能と認められた選手について、事前に所属するリーグの承認を得た場合、その年度に限り、プロ契約を保持したまま登録を抹消することができる。</p>	
---	---	--